

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

目 次	ページ
公の施設の指定管理者の指定(一〇・福祉政策課)	1
公の施設の指定管理者の指定(一一・長寿社会課)	1
公の施設の指定管理者の指定(一二・障害福祉課)	2
公の施設の指定管理者の指定(一三・子育て支援課)	2
公の施設の指定管理者の指定(一四・健康対策課)	2
公の施設の指定管理者の指定(一五・県民文化政策課)	3
公の施設の指定管理者の指定(一六・地域活動支援室)	3
公の施設の指定管理者の指定(一七・男女共同参画課)	3
公の施設の指定管理者の指定(一八・環境整備課)	4
公の施設の指定管理者の指定(一九・自然保護課)	4
公の施設の指定管理者の指定(二〇・農畜産振興課)	5
公の施設の指定管理者の指定(二一・水産漁港課)	5
公の施設の指定管理者の指定(二二・秋田スギ振興課)	5
公の施設の指定管理者の指定(二三・観光課)	5
公の施設の指定管理者の指定(二四・資源エネルギー課)	6
公の施設の指定管理者の指定(二五・労働政策課)	6
公の施設の指定管理者の指定(二六・都市計画課)	7
公の施設の指定管理者の指定(二七・港湾空港課)	7
公の施設の指定管理者の指定(二八・建築住宅課)	7
教育委員会告示	8
公の施設の指定管理者の指定(一・生涯学習課)	8
公の施設の指定管理者の指定(二・保健体育課)	8

告 示

秋田県告示第十号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県社会福祉会館の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市旭北栄町一番五号

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十一号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県北部老人福祉総合エリア

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目一番一号

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目一番一号

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県南部老人福祉総合エリア

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目一番一号

秋田県告示第十二号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

一 秋田県点字図書館

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県高清水園

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県阿桜園

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 秋田県心身障害者コロニー

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

五 秋田県水林通勤寮

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

六 秋田県小児療育センター

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市八橋南一丁目一番三号

(二) 社会福祉法人秋田県小児療育事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

七 秋田県身体障害者更生訓練センター

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市御野下堤五丁目一番一号

(二) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十三号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県陽光園の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市手形住吉町四番二十六号

社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十四号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

一 秋田県総合保健センター

秋田県知事 寺田典城

(一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市千秋久保田町六番六号(二) 財団法人秋田県総合保健事業団
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県健康増進交流センター

(一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市河辺三内字丸舞一番地一(二) 河辺地域振興株式会社
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十五号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県総合生活文化会館の音楽ホール及び練習室

(一) 指定管理者の住所及び名称
東京都文京区小石川四丁目二十二番二号

大星ビル管理株式会社

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県総合生活文化会館の美術展示ホール、研修室及び多目的ホール

(一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号

秋田アトリオンビル株式会社

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県総合生活文化会館のイベント広場

(一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号

秋田市中通二丁目三番八号

財団法人秋田県物産振興会

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(一) 指定管理者の住所及び名称
秋田県民会館(二) 秋田県民会館
指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十六号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市旭川南町二番五十七号

特定非営利活動法人あきたパートナーシップ

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十七号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県北部男女共同参画センター

(一) 指定管理者の住所及び名称
大館市字大町五十七番地

特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター

(二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県中央男女共同参画センター

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

- (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号
財団法人秋田県婦人会館

指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県南部男女共同参画センター

- (一) 指定管理者の住所及び名称

横手市朝日が丘四丁目九番二号

特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十八号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県環境保全センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十

財団法人秋田県総合公社

- 二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第十九号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 秋田県営抜川山荘

- (一) 指定管理者の住所及び名称

由利本荘市尾崎十七番地

由利本荘市

- (二) 指定の期間

- 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 秋田県営銚立山荘

- (一) 指定管理者の住所及び名称

にかほ市象潟町字浜ノ田一番地

にかほ市

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県営銚立ビクターセンター

- (一) 指定管理者の住所及び名称

にかほ市象潟町字浜ノ田一番地

にかほ市

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 秋田県営素波里ふるさと自然公園センター

- (一) 指定管理者の住所及び名称

山本郡藤里町藤琴字藤琴八番地

藤里町

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

五 秋田県営玉川温泉ビクターセンター

- (一) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖玉川渋黒沢国有林十四林班口小班

株式会社玉川サービス

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

六 秋田県営玉川園地駐車場

- (一) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地二

田沢湖高原リフト株式会社

- (二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

七 秋田県奥森吉青少年野外活動基地

- (一) 指定管理者の住所及び名称

北秋田市米内沢字寺の下八番地二十八

特定非営利活動法人冒険の鍵クーン

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県花き種苗センターの観賞温室及び花の広場の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下一番地一

昭和総合開発株式会社

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十一号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

山本郡八森町字中浜六十三番地

八森町

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十二号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県森林学習交流館の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

太平ビルサービス株式会社

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十三号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県営仁賀保高原サイクリングロード

(一) 指定管理者の住所及び名称

にかほ市象潟町字浜ノ田一番地

にかほ市

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 秋田県営由利高原オートキャンプ場

(一) 指定管理者の住所及び名称

由利本荘市尾崎十七番地

由利本荘市

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 秋田県営矢鳥スポーツ宿泊センター

(一) 指定管理者の住所及び名称

由利本荘市尾崎十七番地

由利本荘市

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

四 秋田県営八幡平オートキャンプ場

(一) 指定管理者の住所及び名称

鹿角市八幡平字切留平五十九番地七

有限会社秋田八幡平リゾート

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

五 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター

- (一) 指定管理者の住所及び名称
南秋田郡大瀧村字北一丁目三番地
株式会社ルーラル大瀧
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 六 秋田県営秋の宮山荘
- (一) 指定管理者の住所及び名称
湯沢市秋ノ宮字殿上一番地一
株式会社秋の宮山荘
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 七 秋田県営鳥海観光宿泊センター
- (一) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前八番地四十五
株式会社フォレスト鳥海
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 八 秋田県営十和田観光宿泊センター
- (一) 指定管理者の住所及び名称
鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山無番地
十和田ホテル株式会社
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 九 秋田県営男鹿オートキャンプ場
- (一) 指定管理者の住所及び名称
男鹿市北浦北浦字平岱山一番地
株式会社おが地域振興公社
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 十 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場
- (一) 指定管理者の住所及び名称
男鹿市野石字大場沢下一番地十七
株式会社わかみ観光物産開発
- (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

- 十一 秋田県営田沢湖オートキャンプ場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
大仙市大曲栄町二番十号
商栄株式会社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
 - 十二 秋田県ふるさと村(秋田県立近代美術館を除く。)
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
横手市赤坂字富ヶ沢六十二番四十六
株式会社秋田ふるさと村
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
 - 十三 秋田県総合生活文化会館の秋田まるごとプラザ
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号
財団法人秋田県物産振興会
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 秋田県告示第二十四号
- 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県金属鉱業研修技術センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年一月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 指定管理者の住所及び名称
鹿角郡小坂町小坂鉾山字古館九番地三
株式会社パークシティ
 - 二 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 秋田県告示第二十五号
- 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県勤労身体障害者スポーツセンターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王三丁目一番七号
社団法人秋田県雇用開発協会
- 二 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十六号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 秋田県立小泉潟公園
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王五丁目十三番三号
むつみ造園土木株式会社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 秋田県立中央公園
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 秋田県立北欧の杜公園
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十七号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県

条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 マリーナ施設
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市飯島字堀川百十八番
株式会社マリーナ秋田
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 二 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王三丁目一番七号
株式会社友愛ビルサービス
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二十八号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり県営住宅(県営新屋住宅、県営大野住宅、県営手形山一号住宅、県営手形山二号住宅、県営松崎住宅、県営御野場住宅、県営イサノ住宅、県営桜ガ丘住宅、県営土崎港住宅、県営旭南住宅、県営船越内子住宅、県営追分長沼住宅、県営矢留改良住宅、県営新屋改良住宅、県営將軍野改良住宅及び県営手形山一号特定住宅に限る。)及び共同施設(県営新屋住宅集会所、県営新屋住宅駐車場、県営大野住宅集会所、県営大野住宅駐車場、県営手形山一号住宅集会所、県営手形山二号住宅集会所、県営手形山二号住宅児童遊園、県営松崎住宅集会所、県営松崎住宅駐車場、県営御野場住宅第一集会所、県営御野場住宅第二集会所、県営御野場住宅駐車場、県営イサノ住宅集会所、県営イサノ住宅駐車場、県営桜ガ丘住宅集会所、県営桜ガ丘住宅駐車場、県営土崎港住宅集会所、県営土崎港住宅駐車場、県営船越内子住宅駐車場、県営追分長沼住宅駐車場、県営矢留改良住宅児童遊園、県営矢留改良住宅集会所、県営新屋改良住宅集会所、県営將軍野改良住宅児童遊園、県営將軍野改良住宅集会所及び県営手形山一号特定住宅駐車場に限る。)の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

教育委員会告示

- 一 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号
財団法人秋田県建築住宅センター
- 二 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県教育委員会告示第一号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 秋田県青少年交流センターの宿泊施設
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市寺内神屋敷三番一号
財団法人秋田県青年会館
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 秋田県生涯学習センター分館
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 秋田県立美術館
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市千秋明德町三番七号
財団法人平野政吉美術館
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県教育委員会告示第二号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 秋田県立体育館
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 秋田県田沢湖スキー場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成十八年十月三十一日まで
- 三 秋田県立スケート場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 秋田県立野球場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 五 秋田県立運動広場
 - (一) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十
財団法人秋田県総合公社
 - (二) 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

六 秋田県立総合プール

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十

財団法人秋田県総合公社

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

七 秋田県立総合射撃場

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十

財団法人秋田県総合公社

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

八 秋田県立田沢湖スポーツセンター

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十

財団法人秋田県総合公社

(二) 指定の期間

平成十八年四月一日から平成十八年十月三十一日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄